

5南保環第1101号  
令和5年12月27日

有限会社都商事  
代表取締役 田中 里美 様

京都府南丹保健所長

条例手続の終了について（通知）

下記事業計画について、京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例（平成26年京都府条例第15号）に基づく手続が終了しましたので、同条例第15条第1項の規定により通知します。

なお、同条例第3条第2項の規定により、この通知を受けた日から2年を経過したときには、この通知を受けなかったものとみなされます。

記

- 産業廃棄物処理施設設置等の目的  
産業廃棄物処理施設の維持管理コストの低減を図り、また、産業廃棄物の適正な処分を行い再生資源の有効利用の推進を図るとともに循環型社会の構築へ寄与すること
- 産業廃棄物処理施設設置等を行おうとする場所  
南丹市園部町埴生中西 111 番 1
- 産業廃棄物処理施設等の処理方式及び処理する産業廃棄物の種類  
がれき類の破碎施設  
①ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず  
②がれき類
- 事業計画書提出年月日  
令和5年6月15日

担 当	環境衛生課環境係
連絡先	0771-62-4755